

江津市と消防署から市民の皆さまへお知らせ

草焼き（野外焼却）は 原則禁止です！

「昔は普通にやっていたから...」という理由での草焼きは、現在は法律で原則として禁止されています。

ちょっとした油断から一気に燃え広がり、隣の家や山林を巻き込む火事が増えています。万が一火災を起こすと、多額の損害賠償責任を負ったり、法律により厳しく処罰されるなど、取り返しのつかない事態を招きます。

自分と地域を守るため、ルールを必ず守りましょう。

※例外として認められるケースについて

日常生活において出た軽微なもの（落ち葉焚き、一時的な剪定枝のたき火など）に限り例外とされますが、やむを得ず実施する場合は、周囲の生活環境に十分配慮し、必ず以下の手順を守る必要があります。

例外にあたる草焼きをやむを得ず行う場合の手順

STEP 1 必ず「江津消防署」へ事前の届出を！

煙や炎が出る草焼きを行う場合は、消防署への事前連絡が必要です。「書類の提出は面倒...」という場合でも、お電話（口頭届出）で構いません。実施する前に、必ずお電話ください。

江津消防署 TEL：0855-52-0119
江津消防署桜江出張所 TEL:0855- 92- 0119

STEP 2 実施前の「安心チェックリスト」確認

消防署への連絡を済ませた後、火をつける前に必ず以下の項目をすべてチェックしてください。

- ☐ 手元に**水バケツなどの「消火用具」**を用意していますか？
- ☐ 風が強い日や、空気が乾燥している日ではありませんか？
- ☐ 刈った草・枝は、一度に燃やさず「**少しずつ小分け**」にしていますか？
- ☐ 燃やしている間は、絶対にその場を離れず監視できますか？
- ☐ 暗くなる前（**日の入り・夕方まで**）に完全に終わる計画ですか？
- ☐ 終わった後は、水をかけるなどして「**完全に火を消す**」ことができますか？

【警告】 もしも火が広がってしまいそうになったら...

「危ない！」と思ったら、自分で消そうと無理をせず、**すぐに【119番】**へ通報してください！

※火災警報（強風・乾燥など）が発令されている時は、条例により草焼きは固く禁止されています。

※【重要】消防署への連絡（届出）は、廃棄物処理法に基づく野外焼却を許可・合法化するものではありません。例外にあたる焼却であっても、近隣から苦情が寄せられるなど生活環境に支障をきたす場合は行政指導（中止）の対象となります。